

令和3年度重要政策の検討結果について

公安調査庁では、「公安調査庁行政文書管理規則」（平成23年公安調査庁訓第4号長官訓令）の別表第2の2（2）②において、「総括文書管理者は公安調査庁における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、（1）①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。」と定められています。

当該規定を受けて、総括文書管理者が定めた令和3年度における重要政策は以下のとおりです。

【令和3年度における重要政策】

「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づく観察処分の実施